

# “あなたとふるさと「高知」を結ぶかけ橋”

## こうちふるさと寄附金であなただの ところをお届けください。

### ●問い合わせ先・寄附金窓口

#### 高知県総務部政策企画課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
TEL.088-823-9563 FAX.088-823-9267 e-mail:111601@ken.pref.kochi.lg.jp

### ●高知県外の窓口

#### 高知県東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1-3-3内幸町ダイビル7階  
TEL.03-3501-5541 FAX.03-3501-5545 e-mail:111602@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 高知県大阪事務所

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2-6-8センバセントラルビル1階  
TEL.06-6244-4351 FAX.06-6244-7933 e-mail:120902@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 高知県名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-1-1中日ビル4階  
TEL.052-251-0540 FAX.052-263-1190 e-mail:120903@ken.pref.kochi.lg.jp

### ●詳しくは、こうちふるさと寄附金ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111601/furusato.html>

検索サイト  [クリック!](#)

※高知県庁ホームページ こうちふるさと寄附金～がんばる高知応援サイト～



ホームページのURLを  
メールで送信できます。

平成27年6月

かけ橋  
このころの  
ふるさとに

こうちふるさと寄附金のご案内  
(ふるさと納税)





高知県知事  
尾崎 正直

## Q1 「こうちふるさと寄附金」とは？（ふるさと納税）

皆様方からいただいたご支援は、ふるさとを守り育み、高知を元気にする様々な取り組みに使わせていただきます。



### 1 寄附の申し込み



[寄附者]

#### ①寄附申込

[申込方法]

- 郵送 ●ファックス ●電子メール ●持参 ●ホームページまたは携帯サイトから

②納付書の送付、振込口座・クレジットカード支払番号のお知らせ  
こうちふるさと寄附金ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111601/furusato.html>

携帯電話からの  
申し込みは  
こちらから

※パケット通信料は利用者  
負担となります

### 2 寄附金の払い込み



[寄附者]

#### ③払い込み

[払込方法]

- 納付書 ●現金(書留または持参) ●口座振込 ●クレジットカード払い

- 納付書は所定の金融機関へ持参し、払い込みください。
- クレジットカード払いはインターネット上の「Yahoo! 公金支払い」で行ってください。  
クレジットカード払いによる納付は、5,000円以上の場合のみ利用可能です。手数料はかかりません。  
※口座振込の手数料および現金書留の郵送料等は、誠に恐縮ですが寄附をされる方の負担とさせていただきます。

- 確定申告 納付書兼領収書、現金領収証書、受領証明書のいずれかが必要ですので、大切に保管してください。
- 年間寄附総額が2千円以下の場合、税の軽減のための確定申告の必要はありません。

○所得税の軽減措置（所得控除） おおよその軽減額は次の式で計算できます。

$$\text{①所得税軽減額} = (\text{地方公共団体への寄附額} - 2 \text{千円}) \times \text{所得税率}^{\ast}$$

- ・軽減対象となる年間寄附総額は総所得金額等の40%が上限です。
- ・地方公共団体とは、都道府県または市区町村のことをいいます。
- ・税制の改正により、上記計算方法が変更になる場合があります。  
詳細につきましては税務署等にお問い合わせください。

○個人住民税の軽減措置（税額控除） おおよその軽減額は次の式で計算できます。

$$\begin{aligned} \text{個人住民税軽減額} &= \text{②} + \text{③} \\ \text{②} &= (\text{地方公共団体への寄附額} - 2 \text{千円}) \times 10\% \\ \text{③} &= (\text{地方公共団体への寄附額} - 2 \text{千円}) \times (90\% - \text{所得税率}^{\ast}) \end{aligned}$$

- ・軽減対象となる年間寄附総額は総所得金額等の30%が上限です。  
また、③の額は個人住民税所得割額の % が上限です。